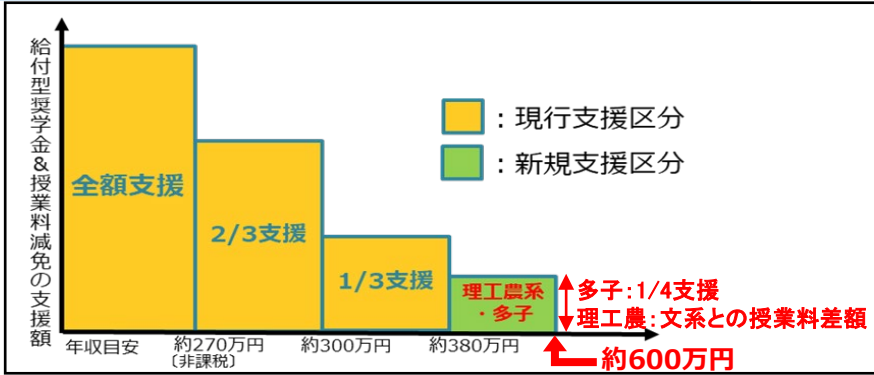


学部段階（大学・短大・高専・専門学校）向け

1. 授業料減免等の中間層への拡大

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、子育て支援等の観点から、**多子世帯の中間層**に支援対象を拡大。あわせて**理工農系の中間層**にも拡大。



<支援対象>

- ・新規支援区分の対象は、世帯年収**600万円程度**（モデルケース）まで
- ・多子世帯支援：扶養する子の数が3人以上である世帯が対象
- ・理工農系支援：学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれれば対象

<支給水準>

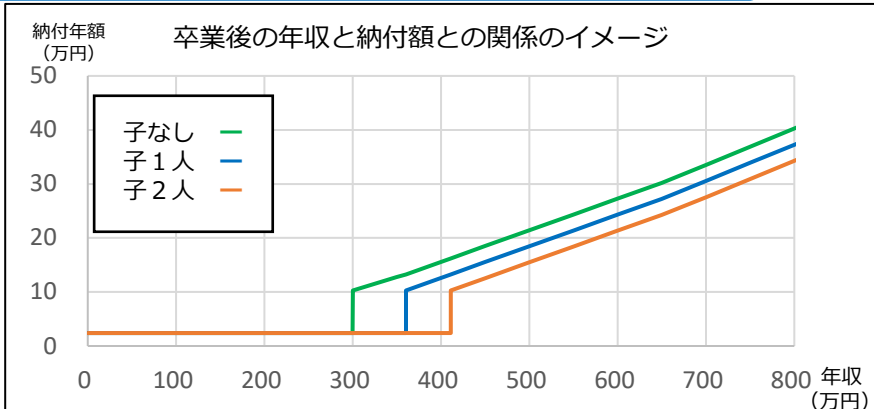
- ・多子世帯支援：全額支援の1/4支援
 - ・理工農系支援：文系との授業料差額
- ※人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援

※ 多子世帯の学生等に対する授業料等減免について、執行状況や財源等を踏まえつつ、更なる支援拡充を検討する。

大学院生（修士段階）向け

2. 大学院（修士段階）の授業料後払い制度の創設

授業料について、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設。卒業後の納付においては、特に、**子育て期の納付が過大とならないよう配慮**。



<「後払い」とできる授業料上限>

- ・国立については、国立授業料の標準額（約54万円）
- ・私立については、私立の授業料の平均的な水準（約78万円）までとする予定

<卒業後の納付>

- ・所得に応じた納付が始まる本人年収基準は300万円程度
- ・上記年収を上回る場合：課税対象所得の9%を納付
- ・子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが2人いれば、本人年収**400万円程度**までは所得に応じた納付は始まらない

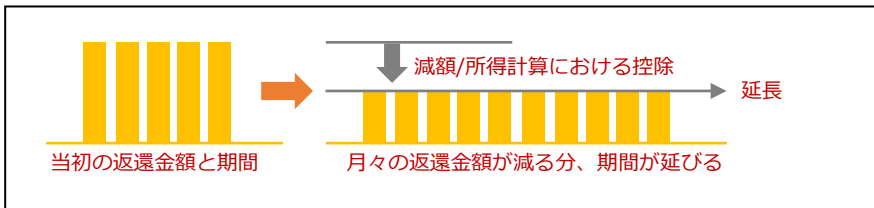
※ 学生本人の年収が約300万円以下の場合に利用可能とする
 ※ 令和6年秋入学者及び修学支援新制度の対象者であって令和6年度に修士段階へ進学する者を対象として開始予定

※ 修士段階に導入した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。その財源基盤を強化するため、「HECS債（仮称）」による資金調達手法を導入する。

卒業して貸与型奨学金を返還している方向け

3. 貸与型奨学金における減額返還制度・所得連動返還方式の見直し

- ・定額返還における月々の返還額を減らす制度（※返還総額は不変）について、**要件等を柔軟化**。
- ・所得連動返還方式における返還額の算定のための所得計算を見直し。



<減額返還制度>

- ・利用可能な年収上限について、本人年収325万円以下から**400万円以下**に引き上げる
- ・こども2人世帯は500万円以下、こども3人以上世帯は600万円以下まで更に引上げ
- ・返還割合の選択肢を増加（1/2 又は 1/3 → 2/3、1/2、1/3、1/4の4種類）

<所得連動返還方式>

- ・返還額の算定のための所得計算においてこども1人につき33万円の所得控除を上乗せ

「加速化プラン」による施策の充実 【多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化】

高等教育費により理想のこどもの数を持たない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料・入学金を無償とする。

課題

- ◆ 子育てや教育にお金がかかりすぎることから、理想の子供の数を断念。特に、大学など高等教育の費用の負担が重い
- ◆ これは理想の子供の数が3人以上の夫婦で顕著



加速化プランでの対応

高等教育費支援の大幅拡充

- **多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化（所得制限なし）**
 - ▶ **多子世帯の学生等**については、大学・短大・高専（4・5年生）・専門学校の授業料・入学金を **所得制限を設けず無償化**
 - * 現行制度同様、**授業料支援上限は、大学の場合、国公立約54万円、私立約70万円**（大学以外も校種・設置者ごとに設定）
 - ▶ 2025（令和7）年度から実施
 - * **多子世帯：扶養される子供が3人以上の世帯**（扶養する子供が3人以上いれば第1子から無償の対象）



目指す姿

多子世帯であっても、経済状況にかかわらず、こどもを大学等に進学させられるようになり、理想のこどもの数を持てるようになる



授業料支援の上限 ▶

現行制度と同様、
国公立大学：約54万円
私立大学：約70万円
（大学以外も校種・設置者ごとに設定）

